

東京農工大学職員組合 組合費規定

第1条 月額組合費を別表の通りとする。但し、非常勤職員の組合費にあつては、その給与水準に応じて、別表の他職種の組合費を準用することができるものとする。

第2条 本規定の改正は大会の議決による。

附 則

本規定は 2005 年 11 月 1 日より施行する。

2005 年 6 月 29 日 制 定

2007 年 12 月 4 日 一部改正

2015 年 9 月 5 日 一部改正

別表

職種、職名等	月額組合費
教授	3,500円
准教授	2,500円
講師	2,300円
助教	1,500円
教務職員	1,300円
40歳以上 事務・技術職員	1,300円
40歳未満 事務・技術職員	1,000円
再雇用職員	1,000円
非常勤職員	400円